

宇垣軍縮における下士官と軍馬の処遇問題 -部隊廃止・転営の諸相-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学大学院 公開日: 2021-03-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 三澤, 拓弥 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/21548

宇垣軍縮における下士官と軍馬の処遇問題

——部隊廃止・転営の諸相——

Treatment of Noncommissioned Officers and War Horses Under the Ugaki Plan for Disarmament:

Various Aspects of the Abolition and the Movement of Troops

博士後期課程 史学専攻 2020年度入学

三 澤 拓 弥

MISAWA Takuya

【論文要旨】

本稿は、宇垣軍縮における下士官と軍馬の処遇問題に焦点を当てて、部隊廃止・転営の様相の一端を明らかにしたものである。軍縮の実施に際しては、現場の部隊が実務面での計画立案を行うなど、大きな裁量を握っており、さらに各種輸送機関が部隊側の要望を忠実に汲み取った上で、輸送計画の策定とその実施に協力していた。また、下士官の処遇問題も、部隊の裁量の大きさを示す事例である。予想以上の下士官が、退職後に予想される経済的不安から軍隊を去ることに抵抗を示したため、部隊側は他師団への交渉や中央への意見具申など下士官の需給調整に奔走し、在職希望者の救済を図った。だがそれは、本来「解雇」すべき人を残留させてしまったということであり、宇垣「軍縮」の限界性を象徴する事例でもあった。軍馬の整理については、「整理された軍馬はどうなったのか」という「素朴な」問いを出発点に検証を行い、軍馬たちが売却という手順を踏んで、地域社会に「帰っていく」様相を明らかにし得た。これらの様相は、陸軍中央の動向に目を向けられがちなこれまでの研究では明らかにし得なかった部分であり、“部隊”の動向に着目することの有効性を示すものでもあろう。

【キーワード】 宇垣軍縮， 部隊廃止・転営， 輸送機関， 下士官， 軍馬

はじめに

本稿は、宇垣軍縮による部隊廃止・転営の様相について、下士官と軍馬の処遇問題に焦点を当て、その一端を明らかにしようとするものである。

第一次世界大戦後の日本陸軍は、ワシントン海軍軍縮条約の調印やシベリア出兵の失敗、戦後恐慌、反戦・平和思想に基づく軍縮要求などを受けた世論からの冷たい視線にさらされていた。その一方で、新しい戦争の形態としての「総力戦」概念の出現や軍備近代化への対応も迫られており、これらの要求をどう両立させるかが1920年代前半における陸軍の重要な課題であった。この課題への最初の対応が、1922～23年に行われた山梨軍縮⁽¹⁾であった。しかしこの軍縮は、歩兵部隊に関しては中隊の削減にとどまり（歩兵連隊人員の間引き）、連隊数そのものには全く手が付けられず、また、高級将校の地位に関わるような師団そのものの廃止にも踏み切らなかったため、現状維持的性格の強い印象を各方面に与えてしまった⁽²⁾。また、捻出した経費の国庫返還を政府から要求されたことにより、この政策の重要な柱のひとつであった軍備近代化の計画案が事実上骨抜きにされてしまい、陸軍内部の軍備近代化推進論者たちからも不評を買うこととなった⁽³⁾。かくして師団・連隊を中心とした“部隊数削減”を伴う抜本的軍制改革が、改めて陸軍内外から要求される状況となった。

このような状況下において、陸軍大臣となった宇垣一成以下、陸軍中央の幹部将校たちは、四個師団を始めとする部隊の廃止によって経費を捻出し、浮いた経費をほぼ丸々軍備近代化に転用するという「スクラップ」&「ビルド」の性質を持つ宇垣軍縮を立案した⁽⁴⁾。しかし、部隊の廃止という衝撃は、部隊が明治期以来衛戍してきた地域社会に対して甚大な影響を及ぼすものであった。故に陸軍は、部隊と地域社会の歴史的・経済的関係を考慮した上で廃止部隊の選定を行い、やむを得ない場合は、部隊の転営・分屯という手段も講じた。このことをまとめたものが【表①】である。宇垣軍縮による部隊廃止・転営の影響は、特定の地域の枠を超え、全国に及ぶものであったことが一目瞭然であろう。本稿では、この部隊廃止・転営の“実態”を、限定的ではあるが描き出していきたいと考える。

ここで宇垣軍縮研究の状況を簡単に紹介しておこう。宇垣軍縮を主題としたものに限って見ると、まず概説的研究としては、上原憲一氏⁽⁵⁾と川島正氏⁽⁶⁾によるものが挙げられる。前者は宇垣軍縮実施時の陸軍大臣宇垣一成の日記を、後者は防衛省（著書刊行当時は防衛庁）防衛研究所所蔵の公文書を基本史料として、軍縮の目的や内容についての大枠を明らかにし、宇垣軍縮研究の土台を提示したものである。しかしながら、主として編制の改編や制度の概要についての説明に終始しており、いかなる段階・手順を踏んで、政策が進行していったのかという“実態”面に関するアプローチが及んでいるとは言い難い。

また、宇垣軍縮研究の主流をなすのは、高橋秀直氏⁽⁷⁾、梅森直之氏⁽⁸⁾、高杉洋平氏⁽⁹⁾などに代表される政治史的研究である。それぞれが特徴ある論考を提示する一方で、四個師団廃止を中心とする

【表①】 宇垣軍縮で実施された部隊の廃止・転営（師団司令部、歩・騎・砲・工・輜重兵部隊のみ抜粋）

廃止部隊名	衛戍地	転営部隊名	廃止部隊名	衛戍地	転営部隊名
第十三師団司令部	高田		歩兵第三十八連隊 が奈良へ転営	京都	歩兵第九連隊（大津より）
第十五師団司令部	豊橋		歩兵第九連隊が京 都へ転営	大津	第三大隊のみ存置
第十七師団司令部	岡山		歩兵第三十連隊が 高田へ転営	村松	歩兵第十六連隊（新発田）のう ち第三大隊分屯
第十八師団司令部	久留米	第十二師団司令部（小倉より）	騎兵第十七連隊	高田	
歩兵第五十一連隊	津	歩兵第三十三連隊（名古屋より）	騎兵第十九連隊	豊橋	
歩兵第五十二連隊	弘前		騎兵第二十一連隊	岡山	
歩兵第五十三連隊	奈良	歩兵第三十八連隊（京都より）	騎兵第二十二連隊	久留米	騎兵第十二連隊（小倉より）
歩兵第五十四連隊	岡山	歩兵第十連隊（姫路より）	野砲兵第十二連隊	小倉	野戦重砲兵第二旅団司令部、野戦重 砲兵第六連隊（共に下関より）
歩兵第五十五連隊	佐賀	歩兵第四十八連隊（久留米）の うち第三大隊分屯	野砲兵第十九連隊	高田	独立山砲兵第一連隊（仙台より）
歩兵第五十六連隊	久留米		野砲兵第二十一連隊	豊橋	
歩兵第五十八連隊	高田	歩兵第三十連隊（村松より）	野砲兵第二十三連隊	岡山	
歩兵第六十連隊	豊橋		工兵第十二大隊	小倉	
歩兵第六十二連隊	徳島	歩兵第四十三連隊（善通寺より）	工兵第十三大隊	小千谷	
歩兵第六十四連隊	都城	歩兵第二十三連隊（熊本より）	工兵第十五大隊	豊橋	工兵第三大隊（名古屋より）
歩兵第六十五連隊	会津若松	歩兵第二十九連隊（仙台より）	工兵第十七大隊	岡山	工兵第十大隊（福知山より）
歩兵第六十六連隊	宇都宮		輜重兵第十二大隊	小倉	
歩兵第六十七連隊	浜松	歩兵第十八連隊（豊橋）のうち 第三大隊分屯	輜重兵第十三大隊	高田	
歩兵第六十九連隊	富山	歩兵第三十五連隊（金沢より）	輜重兵第十五大隊	豊橋	
歩兵第七十一連隊	広島		輜重兵第十七大隊	岡山	
歩兵七十二連隊	大分	歩兵第四十七連隊（小倉より）			

出典：参謀本部「大正十四年密受第一三七号 其一 大正十四年軍備整理要領，同細則制定ノ件(1)」（1925年3月提出）中の「大正十四年軍備整理要領」JACAR（アジア歴史資料センター）：Ref. C0805185990（17～19画像目），陸軍省『大正十一年乃至同十五年 軍備整理係綴』共四ノ内其二（防衛省防衛研究所所蔵）所収などをもとに作成。

部隊廃止の問題は、軍備近代化のための経費捻出源としての位置付けにとどまってしまっている。

部隊廃止の問題により深く踏み込んだ注目すべき研究潮流としては、地域史的研究が挙げられる。この潮流は大きく分けて二つの系譜からなり¹⁰⁾、その一つは、土田宏成氏¹¹⁾による部隊存置運動¹²⁾に着目した研究である。土田氏は、陸軍部隊設置＝地方利益という意識のもと、軍縮期に部隊存置運動が展開されたことを明らかにし、その声が結果として軍縮規模の縮小（「陸軍への手助け」）を促した点を指摘した。

もう一方の系譜は、佃隆一郎氏¹³⁾、本康宏史氏¹⁴⁾、河西英通氏¹⁵⁾に代表される軍都論¹⁶⁾の枠組みによる研究である。佃氏の研究は、第十五師団隷下部隊の衛戍地であった愛知県豊橋市を中心事例としたものであり、軍縮下の部隊廃止・転営問題を契機として、部隊存置運動が展開された一方で、軍隊依存の軍都的体質からの脱却を目指そうとする論調が、地元有力新聞『豊橋日日新聞』の社説において主張されていたことを明らかにしたものである。

本康氏の研究は、第九師団隷下部隊の衛戍地であった石川県金沢市と、佃氏が明らかにした豊橋

市の事例を比較検討することにより、衛戍部隊と地域社会間の社会的・経済的相互依存関係は、軍都の経済的特色（「生産的」軍都や「消費的」軍都など都市の産業構造）によって左右されること、また宇垣軍縮下の部隊廃止・転営がその様相を鮮明にあぶりだしていることを指摘した。

河西氏の研究は、第十三師団隷下部隊の衛戍地であった新潟県高田市（現上越市）を事例とした研究である。宇垣軍縮による部隊廃止から敗戦に至るまでの比較的長期間を検証時期として定め、地域と軍隊が「せめぎあう」構図（軍隊からの自立と軍隊による振興）を市公報や地元新聞だけではなく、小学校の校務日誌など、地元で生活する人々に密着した視点から明らかにし、軍都の意味・内実を検証したものである。

以上のような興味深い論考が提示されてきた一方で、依然として残されている課題も多い。第一に、これらの研究は主に宇垣軍縮実施前後の該当地における軍都としてのあり方の問い直しを重視しており、その中での軍隊の存在意義については、“軍都にとっての”経済的側面や物理的側面（主として都市計画との関連）が強調して描かれる傾向にある。

第二に、宇垣軍縮“前後”の地域社会の様相はある程度明らかになってはいるものの、部隊廃止・転営の実施過程＝宇垣軍縮“最中”の様相については描き切れていない。以上の二点の問題は、“部隊の動向そのもの”に着目する視点が欠如していると換言できよう。すなわち、「いかなる段階を経て部隊を廃止・転営するのか」や「整理された『ヒト』や『モノ』はどうなったのか」などといった基本的かつ“素朴な”問いに対して、“実態”を踏まえて答えられていないことになる。

第三に、いずれの研究とも個別地域の事例説明としては、顕著な成果を挙げてはいるものの、先述したように宇垣軍縮下の部隊廃止・転営は全国規模で同時多発的に実施されたものであった。それ故、純粋な地域史研究の枠を超え、全国的視点を意識した上で、問題を客体化していく必要性があろうと思われる⁽⁴⁾。

以上の問題意識を踏まえ、以下では本稿で取り上げる具体的論点について述べていきたい。まず検証の対象となる期間についてだが、宇垣軍縮による部隊の廃止・転営が実際に行われた1925年3～5月を論述の中心としていきたい。先述のように、この期間は意外にもこれまでの研究ではあまり顧みられることのなかった期間である。

第1章では、各師団における部隊廃止・転営のための準備状況を確認し、宇垣軍縮実施のための実務面での計画立案は、現場レベルが担っていたこと、また、各種輸送機関が部隊の廃止・転営にあたって一定の役割を果たしていたことを紹介する。続く第2章では、部隊廃止・転営によって余剰となった下士官の処遇問題について検証し、下士官を「解雇」することに部隊が苦慮していた様相を描き出す。そして、第3章では、軍馬の整理の様相を確認し、「整理された軍馬はどこいったのか」という“素朴な”問いに対する答えを提示していきたい。

なお、引用する史料については、原則として旧漢字を新漢字に改めた。また、引用文中の〔 〕は筆者による補足を意味する。

1 各師団における準備状況と輸送機関の協力

(1) 各種規定・計画の整備

部隊の廃止・転営はいかなる段階を踏んで実施されたのであろうか。本節では、各種規定・計画の整備を通じて、部隊廃止・転営の準備が進んでいく様子を概観したい。

部隊廃止・転営を進めていく上での基本指針・大枠を示したのは、陸軍中央が1925年3月27日付で作成した「大正十四年軍備整理要領」及び「大正十四年軍備整理要領細則」⁽⁴⁸⁾であった。これらは摂政の裁可を経て公布された重要な規定であったが⁽⁴⁹⁾、あくまで廃止・転営・改編となる部隊と官衙の名称や実施期日（基本的に部隊の廃止・転営は1925年5月1日をもって実施）、人馬の除役・編合、物資の返納、各部隊長の権限などの各種基本事項について網羅的かつ事務的に定めたものである。故に、この史料だけでは具体的にどのような手順を経て部隊の廃止・転営が実施されたのかという本稿の主要な課題を明らかにすることはできない。

より具体的な実務的計画の立案・準備を行ったのは、各師団であった。各師団はこの「軍備整理要領」及び「要領細則」を伝達されると、4月上旬、師団毎の「軍備整理規定」（「第〇〇師団軍備整理規定」のようになる）⁽⁵⁰⁾を策定した。参考までに第十八師団（福岡県久留米市衛戍，師団長：金谷範三）の例を挙げよう。「第十八師団軍備整理規定」（1925年4月9日付）の目次は次の通りである。

- 第一章 総則
- 第二章 軍旗，御真影，勅諭及勅語
- 第三章 人員
- 第四章 馬匹
- 第五章 兵器
- 第六章 被服
- 第七章 糧秣
- 第八章 器具材料
- 第九章 衛生材料及獣医材料
- 第十章 図書
- 第十一章 土地及建物
- 第十二章 輸送及陣営移転
- 第十三章 委任經理積立金
- 第十四章 經理
- 第十五章 警備⁽⁵¹⁾

このうち「第二章 軍旗、御真影、勅諭及勅語」の条文を例として見てみると、以下のように規定されている。

廃止部隊ノ軍旗、御真影、勅諭及勅語（陸軍省ヨリ交付セル勅諭及勅語写ヲ含ム）〔（ ）内の原文は小文字表記〕及〔中略〕感状ハ目録ヲ添ヘ〔中略〕四月二十日、師団司令部ニ奉還スヘシ。其ノ時刻ハ追ツテ指示ス。御下賜^{マツ}紀念品、皇族御写真、其他貴重^{マツ}ノ紀念品モ亦〔中略〕師団司令部ニ提出スヘシ。又、〔中略〕軍旗ノ履歴ハ四月二十日迄ニ師団司令部ニ提出スルモノトス^②。

もう一例として「第十章 図書」について見てみると、「廃止部隊ノ機密及重要秘密書類〔中略〕ハ返納目録（一通）ヲ添ヘ、大正十四年四月二十日迄ニ師団長ニ返納スルモノトス^②」との規定がなされている。このように師団レベルでの「軍備整理規定」では、項目別に日時・返納先などが詳細に規定されていたことが分かる。換言すれば、宇垣軍縮実施のための実務的計画立案は、師団など現場の部隊レベルが担っていたと言うことができよう。

なお、陸軍中央作成の「大正十四年軍備整理要領細則」第四十七条では、「廃止部隊〔中略〕ニ在リテハ残務整理委員トシテ〔中略〕人員ヲ〔中略〕残置スルコトヲ得^②」として、廃止部隊毎に残務整理委員を設置することが可能とされていた。

また、「要領細則」第十一条では、「本細則ノ実施完了セハ〔中略〕実施ノ概況ヲ陸軍大臣及参謀総長ニ報告スルモノトス^②」と規定されていた。この規定に基づき、各師団の残務整理委員は軍備整理実施に関する報告書を調製し、「第〇〇師団軍備整理実施概況」（名称は師団毎に若干異なる^②）として陸軍中央へ提出することとなった。この「軍備整理実施概況」は師団毎に記述量の多寡があるという欠点はあるものの、多くの師団の「軍備整理実施概況」が軍隊内部はもちろん、衛戍地の動向にまで気を配った記述を行っており、非常に興味深い史料である。本稿でもこの「軍備整理実施概況」を積極的に活用し、部隊廃止・転営の実相に迫っていきたい。

（2）鉄道当局・民間輸送会社の協力

本節では、第十三師団隷下部隊（新潟県高田市衛戍、師団長：井戸川辰三）を中心事例として取り上げ、輸送機関が部隊の廃止・転営に積極的に協力していた様相を紹介する。しかしながら、史料の制約から部隊―輸送機関間の交渉の実態については不明な部分も多い。故に本節では、実際に作成された「輸送計画書」や「運搬契約書」をもとに分析を行っていく。

「軍備整理要領」が示されると、師団司令部はまず、「本〔軍備〕整理実施ノ為最モ重大ナル関係ヲ有スルモノハ、人馬物件ノ移動ニ伴フ輸送計画ノ策定」にあるとの認識に立ち、「速ニ鉄道側ニ交渉」を開始し、「輸送ヲ計画^②したという。先述の通り、残念ながら、鉄道当局との交渉過程の様相を直接示す記述は見当たらないが、実際に作成された「鉄道輸送計画表」は残存している。少々煩雑なものだが、軍馬の「鉄道輸送計画表」が【表②】である。この表を見ると、数量・積載車

両・発着駅・時刻が綿密に計画されていたことが分かる。

このような「鉄道輸送計画表」を作成するにあたっての鉄道当局の態度はいかなるものであったのだろうか。師団側の報告によると、「計画立案ニ方リ」、鉄道当局、とりわけ「長野、新津各運輸事務所員、高田駅長ノ多大ノ援助」があり、それは「特筆スヘキ事項」⁶⁹であったという。また、実際の輸送にあたっては「鉄道当局ノ同情アル協同ニ依リ、概ネ予定ノ如ク実施シ得タリ」⁶⁹という状況であった。これらの記述から、輸送計画の策定とその実施のために、軍隊側の意向を忠実に汲み取った上で、使用車両の手配やダイヤの調整などに尽力した鉄道当局の姿が想像できよう。また、管見の限り具体的な数字は不明だが、多額の運賃も発生したに違いない。鉄道当局にとって、軍隊は「良いお客様」でもあったのだろう。

ところで、駅一駅間の輸送は鉄道当局が担うとしても、当然のことながら兵営一駅間は鉄道が敷かれていないため、人的・物的移動には別の輸送機関の協力が必要となる。第十三師団隷下の工兵第十三大隊（新潟県小千谷市衛戍、大隊長：山浦弘）が協力を仰いだのは、民間輸送会社である内国通運株式会社の新潟支店であった。この時、部隊と内国通運間で結ばれた兵器輸送に関する「運搬契約書」が「軍備整理実施概況」の中に参考資料として納められているので、以下に紹介しよう。

大正十四年四月五日ヨリ同年四月二十五日ニ至ル期間、小千谷各部隊ヨリ発送スル兵器類運搬ニ関シ第十三師団〔中略〕ト内国通株式会社新潟支店長〔中略〕トノ間ニ左記契約ヲ締結ス〔中略〕。

運搬区域並運賃率ハ表ニ依ル。

集配賃金（貨車積込賃ヲ含ム）表		
運搬区域	百斤ニ付	
自小千谷各部隊	無危険物	危険物
至来迎寺駅	四三〇円	四六五円

〔表一部改編，省略〕⁶⁰

この「運搬契約書」では運賃が明文化されており、残念ながら合計は不詳であるが、100斤あたり無危険物430円、危険物465円の運賃が発生したという。多額の運賃が社会に還元されていたことが分かり、ここでも「良いお客様」としての軍隊の姿が想像できる。なお、実際の陸上輸送における軍と輸送機関の役割分担は、「隊ヨリ停車場〔中略〕貨車積込迄ノ間ニ於ケル事項ハ運送会社ニ責任ヲ負ハシムト雖モ、其監視及指示ハ出来得ル限り発送部隊ニ於テ実施スルモノトス」⁶⁰という形で行われたという。

以上、ここまでごく一部の例ではあるが、部隊と輸送機関の間で実際に作成・締結された「鉄道輸送計画表」や「運搬契約書」を紹介してきた。このように宇垣軍縮による部隊の廃止・転営は、軍隊内部では完結し得ない程、綿密な計画と膨大な労力を必要とするものであった。宇垣軍縮というものがいかに大規模な事業であったのかが想像し得よう。

2 下士官の処遇問題

(1) 将校・兵の処遇

本章では、これまでの研究ではほとんど言及されることのなかった下士官⁽⁴³⁾の処遇問題に着目して、部隊廃止・転営の実態に迫っていくが、その前に、将校と兵の動向についても補足的に説明を行っておこう。宇垣軍縮による部隊の廃止・整理によって生じた将校及び同相当官の剰余人員は、約2,300名強に上ったと言われている。このうち陸軍大臣・次官、参謀総長・次長、軍事参議官、軍司令官など陸軍首脳ポストを歴任したベテラン将校では、山梨半造⁽⁴³⁾、福田雅太郎⁽⁴⁴⁾、町田経宇⁽⁴⁵⁾、尾野実信⁽⁴⁶⁾などが、現役師団長クラスでは、第一師団長石光真臣⁽⁴⁷⁾、第十三師団長井戸川辰三⁽⁴⁸⁾、第十七師団長大野豊四⁽⁴⁹⁾などが待命・予備役編入の憂き目にあっている。

その一方で、将校である彼らには、一程度の補償・援護政策も併せて実施されている。一点目が、退職特別賜金の支給であり、これは山梨軍縮時のものをほぼそのまま踏襲して実施された政策である⁽⁴⁰⁾。この退職特別賜金は勤続賜金と転職賜金からなり、勤続賜金の場合、勤続年数に退職時の俸給月額を乗じ、更に定数（武官は10分の5）を乗じた額を支給するとされていた。転職賜金は、転業の難易によって支給額が定められていたようで、階級毎に分類がなされており、将官が退職時の俸給月額の8ヶ月分、尉官が24ヶ月分と下級に手厚い基準となっていた。

二点目が、学校教練制度の開始である。度々言及されることであるが、この制度も中堅将校に対する補償・援護の機能を果たした⁽⁴⁰⁾。この制度は、「学生生徒ノ心身ヲ鍛錬シ、団体的觀念ヲ涵養シ、以テ国民ノ中堅タルヘキ者ノ資質ヲ向上シ併セテ国防能力ヲ向上スル」ことを表面の目的とし、軍事教練を行うための現役の陸軍将校を定員外として中等学校以上に配属するものであったが、裏面の目的として失業将校救済の側面もあり、初年度（1925年）のみで合計1,159の学校等に1,147人の将校が配属されている。すなわち、剰余人員となった将校の約六割について軍職を辞めさせることなく救済し、同時に有事所要分として確保することに成功したのである。

その他、退職将校に対する中等学校の教員養成のための講習も、文部省と共同の上で実施されている⁽⁴²⁾。この講習は、数学、英語、国語、漢文、体操と多岐にわたる課目を対象とし、期間も1年前後に及ぶものであった。なお、川島正氏によれば、受講者の主体は山梨軍縮によってすでに退職済の将校であったとされるが、推計460人がその恩恵にあずかったという⁽⁴³⁾。

また兵についてだが、将校や下士官とは異なり、徴兵制によって半ば「強制的に」入営させられている身分であることを踏まえれば、必ずしも士気が旺盛ではなかったことが推察される。したがって、本章の終わりにも改めて述べるが、満期より早く退営できることをむしろ喜んだ者が少なかつたと考えられる。参考までに1917～25年の9年間における徴兵忌避者を示すと、全国で1万1,217人、年間になると平均1,000人以上となる⁽⁴⁴⁾。このように徴兵忌避感情が高まっていた当時の状況を踏まえると、なにか「儲けもの」⁽⁴⁵⁾をした思いで部隊を後にした兵も多かったことであろう。

(2) 下士官の処遇

本節は、第十五師団隷下部隊（愛知県豊橋市衛戍，師団長：田中国重）を事例に検証を行っている。比較的手厚い補償・援護政策が採られた将校や「儲けもの」をした兵とは異なり，ある程度の士気をもってこれまで軍務に奉仕してきた下士官たちにとって，軍縮による「解雇」は易々と受け入れられるものではなかったようである。故に廃止部隊は，彼らの処遇に苦慮することとなる。「第十五師団軍備整理概況報告」では，その時の様相を次のように記述している。

特務曹長下士ノ整理ニ就テハ最モ苦慮セリ。最初其過剩員三百三十七名ニシテ，内約半数ハ在職在営ノ希望者ナリ。予期ニ反シ如斯多数ノ在職希望者ヲ生セシ所以ノモノ，蓋シ未タ恩給停年ニ達セサルト，世間一般不景氣ノ為除隊後直チニ職ヲ求ル能ハサルヲ虞レルニ因由スルモノナルヘシ⁽⁴⁶⁾。

この記述からは，下士官の在職希望者が当局の予想より多数に上ったことと，その在職希望理由として恩給停年に満たないこと及び退職後の職業不安が挙げられていたことが分かる。それでは当時の軍人恩給制度はいかなるものであったのだろうか。当時の恩給制度は1923年の恩給法によって運用されており，平時においてその中心となるのは普通恩給であった（その他，増加恩給，傷病年金，一時恩給など数種類がある）。普通恩給の支給の対象となるには一定年限以上の在職期間が必要であり，准士官以上は13年，下士官以下は12年以上の在職が要件であった⁽⁴⁷⁾。したがって，12年以上職に留まれるか否かが，下士官たちにとって，将来の生活を左右し得る程の切実な問題となっていたのである。

この下士官たちの切実な問題に対して，師団側はどう対処したのだろうか。少々長くなるが，以下に史料の続きを挙げよう。

而シテ之〔下士官〕カ転属ニ関シ，細則付表第五ノ融通師団ト交渉セシガ，各師団共其採用希望者僅少ニシテ，〔四月〕十五日頃ニ至ルモ団下ヲ遠シ僅ニ二十余名ヲ転属セシメ得ルニ過キシテ，在職在営ヲ希望スルモ尚整理スルノ已ムヲ得サルモノ百八十四名ニ達スル状況ニシテ，下士ノ志氣ヲ沮喪セシメシノミナラス，一部地方ニ於テハ代議士等ヲ介シテ其筋ニ嘆願スルノ企画ヲ見ムトスルモノアリ。延イテハ世人ノ軍部ニ対スル非難攻撃ノ声ヲ聞カントスル形勢ナリシカハ，師団副官ヲ中央部ニ派遣シ現状ヲ報告シ之カ処理ニ関シ意見を具申セシメ，又近衛・第一兩師団ニ交渉セシメ，尚廃止部隊ノ副官ヲ第三・第四師団ニ派遣シ交渉^マシ努^マメ，形勢稍緩セララルルニ至レリ。然ルニ四月十六日付陸密第一二五号ノ特務曹長下士ノ整理ニ関スル特別規定ノ達セララルルヤ各存置師団モ大ニ門戸ヲ開放シ，其採用数ヲ増加シ，四月二十五日ニ於テ在営希望者ニシテ整理セララルルモノ歩兵曹長十名，同軍曹七名，輜重兵軍曹二名計十九名ニ減少セリ⁽⁴⁸⁾。

この記述を読み解くには、いくつかの補足が必要であろう。まず冒頭の「細則付表第五ノ融通師団」という部分だが、これについては、陸軍当局作成の「大正十四年軍備整理要領細則」の付表を確認する必要がある。この付表を見ると第十五師団は、第一（東京）・二（仙台）・三（名古屋）・十四（宇都宮）師団と下士官を融通し合うべしとの規定がなされている（【表③】）。すなわち、これらの師団と下士官の処遇に関する需要と供給の調整を行ったということである。

しかしながら、師団毎の事情もあり、当初その調整は上手くいかなかったようで、4月半ばの段階で僅か20人の処遇が決まったに過ぎない状況であった。下士官の中にはこの状況に憤慨し、代議士など地域社会の名士に接触し、嘆願を開始しようとする者までいたという。この状況に対して師団側が打った次の手は、陸軍中央への現状報告・意見具申（具体的内容は不明）と交渉対象師団の拡大であった。「軍備整理要領細則」規定の第一・二・三・十四師団に加え、近衛（東京）・第四（大阪）に対しても交渉、すなわち、需給の調整を開始していることが確認できる。

また、第十五師団の陸軍中央への意見具申がそのまま採用されたのかどうかは判然としないが、4月16日、「陸密第一二五号」なる特別規定が陸軍中央より発せられたという。遺憾ながら、この規定の文面は管見の限り見当たらなかったが、文脈から見て存置師団に対して下士官採用数の増加を要請したものと思われる。また、4月27日には「陸密第一四一号」なる特別規定が発せられ、「在営希望者ハ存置部隊定員外トシテ配属スル」⁽⁴⁹⁾ことになったようである。第十五師団の場合、最終的に整理対象となった者193名（特務曹長含む、以下同）、他所管転属者として温存した者316名、存置部隊定員外として温存した者12名になったという⁽⁵⁰⁾。かくして在営希望者の多くを温存させることには成功したわけだが、これらの通達によって、本来「解雇」するはずであった下士官を結果として「解雇」できず、定員外などの特別措置によって引き続き在職させる状況が生じてしまったことは見逃せない。このような状況は、純粋な意味での「軍縮」としては極めて致命的である。宇垣軍縮という政策が、純粋な意味での「軍縮」としては限界性をはらむものであったことを如実に示している。

以上、ここまで廃止部隊における下士官の処遇について見てきた。史料の残存状況が十分でないため、不

【表③】「特務曹長、下士融通区分表」

考	備	特務曹長、下士融通区分表
		近衛、第七、第八、第九、第十三師団
		第一、第二、第三、第十四、第十五師団
		第四、第十、第十一、第十六、第十七師団
		第五、第六、第十二、第十八、第十九、第二十師団
一	本表中各行ニ記載セル師団ハ相互ニ特務曹長、下士ヲ融通得ルモノトス右ノ外隣接師団ハ相互ニ融通スルモノトシテ得	
二	師団以外ノ部隊ニアリテハ特ニ区分ヲ示サズ所管長官相互ノ協議ニ依リ適官他所管ヨリ轉入セシムルコトヲ得	
三	本表ニ依リ他所管ニ轉出スル者ハ別ニ命令ヲ用フルコトヲ大正十四年五月一日附テ以テ新所管ニ命課セラルモノトス	

出典：参謀本部「大正十四年密受第一三七号 其一 大正十四年軍備整理要領、同細則制定ノ件(3)」(1925年3月提出) JACAR (アジア歴史資料センター) : Ref. C08051860100 (29画像目)、陸軍省『大正十一年乃至同十五年軍備整理係綴』共四ノ内其二(防衛省防衛研究所所蔵)所取。

確かな部分があるのは否めないが、いくつかの注目すべきことが明らかになってきた。まず指摘できるのは、下士官を「解雇」することの困難さに軍隊が直面していたということである。下士官の心情としては、退職後、安定して地域社会の中で生活できるか否かが切実な課題であり、軍隊側はそれに応える必要に迫られていた。このような状況の中で、軍隊側とくに現場の部隊レベルは、他師団との需給調整に奔走し解決を模索した。宇垣軍縮実施過程における、実務面での部隊レベルの裁量の大きさを象徴していよう。精力的な需給調整と現場の声を受けた陸軍中央が発信した特別規定によって、在職希望者の立場はある程度守ることができた。だがその措置は、「軍縮」としての本質からの逸脱を招くものであった。部隊廃止に伴う下士官の処遇問題は、宇垣軍縮の「軍縮」としての限界性を象徴するものでもあったと言えよう。

(3) 除隊日の様相

本章の終わりに、兵たちの除隊日である5月1日の様相を、第十七師団（岡山県岡山市衛戍、師団長：大野豊四）隷下部隊を事例に確認しておきたい。5月1日付の『山陽新報』によれば、当日の日程は以下のようなものであったという。

次から次へ整理の歩を肅々と進めて居た岡山第十七師団も愈々今五月一日が各隊兵卒の除隊日である。此の日なつかしの兵営から去り行く兵員は歩兵隊七百五十名、騎兵隊三百名、輜重隊三百五十名、野砲隊七百名、合計二千百名に達して居る。各隊共朝食後（午前七時頃）営庭で告別の式があり整然と営門を出る。さうして岡山聯隊区に属する者は午前九時までに練兵場（歩兵隊入口付近）に集合して、例の通りこゝで三雲〔満若丸〕岡山聯隊区司令〔官〕の訓示を受けてから、各郷里に向ふと云ふ順序になつて居るが、広島、福山、松江、浜田方面に還る者は営門を出るとスグ自由行動で帰還を許される⁶¹。

除隊兵たちは式典や訓示など所定の手続きが済んだ後、午前中の内にあっけなく「自由の身」として開放されることになっていたようである。では、当日の彼らの様子はいかなるものであったか。5月2日付の『山陽新報』は次のように報じている。

この日隊では名残を惜しむ戦友に溢れるやうな喜び胸を□いた婦休兵も昨夜マンジリともせず語り明かして、愈々お別れの今日、歩兵隊では第一中隊から中隊毎に、中隊長、中隊付将校、下士卒一同営門前道路に出揃ふて最後の別れを告げる。片側に残留兵〔中略〕片側には在郷服や紋服に着替へた婦休兵が互に向ひ合つて整列、「気を付け」、敬礼が終ると「長々お世話になりました」、去り行く者の哀愁と「□分健康でね、暮して呉れ給へ」、見送る者の惜別と暫し渾然として限りない□しさである。〔中略〕根こそぎ婦休する騎兵隊、野砲隊、輜重隊では朝食後兵舎の整理掃除を終れば「モウこれで勤めもすんだ」と一様に漲る喜びをそのまま顔に滲ませて営門を

後にする⁶²⁾。

この記事では主として兵の様子を取り上げているためか、個々人同士の惜別の感情は述べられていても、集団としての「軍隊」に対する彼らの愛着・執着というものはあまり感じられない。むしろ地域社会・家族のもとに帰休することに対して「喜び」すら感じている。先述の下士官の事例と対比した際の、その「差」は実に興味深い。宇垣軍縮による部隊の廃止・転営は、部隊末端にいる下士官・兵の様々な喜怒哀楽の感情を呼び起こすことにもなったのである。

3 軍馬の整理

(1) 軍馬の売却

本章では、軍馬の整理について取り上げ、部隊廃止・転営に伴って軍馬がいかなる運命を辿ったのかを明らかにしていく。宇垣軍縮において整理対象となった軍馬は、6,089頭に及ぶとされており、この“6,089頭”という数値はこれまでの研究でも度々言及されてはきた⁶³⁾。しかし、具体的にいかなる手順で整理されたのか、軍馬はどこに行ったのかといった“素朴な”疑問に対する答えは、全くもって提示されていない状態が続いている。また、軍事史上における軍馬の研究でも、徴発・購買⁶⁴⁾や軍―農関係を主軸とした資源政策⁶⁵⁾、及び戦場におけるその役割⁶⁶⁾といった部分では一定程度の蓄積がなされているが、整理や除役といった部分には十分に焦点が当てられてこなかった。故に、宇垣軍縮下の軍馬の動向に焦点を当てることは、軍馬研究上における新たな分析視角の提示に資するものでもあろうと思われる。

各部隊における軍馬の整理は、1925年4月に入るとすぐに始まったようである。第十三師団の場合、その流れは次のようなものであったという。

馬匹ノ整理ハ各隊馬匹整理委員ヲ編成シテ業務ヲ円滑ナラシメ〔中略〕実馬ノ再検査トニ依リ〔中略〕四月七日ヨリ整理ニ着手シ、四月二十日迄ニ除役処分、残存部隊（含憲兵隊）充当馬、他師団保管転換ヲ完了シ、爾後転営部隊ヘ引継交付スヘキ馬匹ト之レカ予備馬一頭トヲ繋畜シ、四月二十九日処理ヲ完結セリ⁶⁷⁾。

詳細な構成は不明だが、部隊毎に馬匹整理委員なる軍馬整理を専門に担う委員が編成され（おそらく獣医将校を中心としたものと思われる）、軍馬に対する検査を実施したこと、検査結果によって軍馬は除役処分馬・残存部隊充当馬・他師団転換馬に区分されたこと、また、整理は1ヶ月間かけて行われたことが分かる。このうち、純粋な意味での整理対象となった除役処分馬の動向について、もう少し詳しく確認してみよう。除役処分は以下のような手順で行われたという。

売却馬ハ四月一日直チニ第一回ノ馬匹選定、広告等ニ着手シテ、先ツ四月七日、八日、劣等馬

二三四頭ヲ処分シ、爾後四月十三日ヨリ四月二十日迄ニ各衛戍地ニ於テ一〇七頭ヲ売却シ、四月二十九日、引継馬ノ予備馬一頭ヲ払下ケ、合計三四二頭ノ売却処分ヲ完了セリ。

売却ニ就テハ、新潟、長野、富山、県下主要新聞並ニ官報公告ヲ行ヒ、衛戍地付近ノ要地ニ公示シ、主要乗馬会、地方有力者ト連絡スル等極力払下希望者ノ集合ニ努メタル結果、売却状況ハ各衛戍地共良好ニシテ、希望者多数参集シ、其ノ平均価格ハ一八八、四円ヲ示シ、予想以上ノ価格ニ上レリ⁽⁶⁸⁾。

この記述からは、除役処分対象となった軍馬 342 頭を、主として売却という手段を用いて処分していたことが読み取れる。併せて、師管内の新潟・長野・富山県における各種媒体を用いて、広報活動を展開していたことも注目される。この広報活動が功を奏したためであろうか、売却日当日は希望者が多数参集し、師団の予想を上回る価格での売却に成功したようである⁽⁶⁹⁾。なお、この時の売却の状況を一覧としてまとめたものが【表④】である。

他師団の例も確認してみよう。第十五師団の場合、「除役当日ノ集合者ハ例年ノ定期除役時ニ比シ半数ニ至ラサリシモ、遠ク岩手県又ハ大阪地方ヨリ来レルモノアリテ、馬匹ノ多クハ馬商ノ手ニ落ち、価格も「概シテ良好」⁽⁶⁹⁾であったという。ここでは師管の枠を超え、遠く岩手県や大阪方面からも馬商が参加している点が興味深い。積極的に利益ある「モノ」としての軍馬を得ようとする馬商たちの主体的反応が見て取れる。

【表④】第十三師団「売却馬区分表」

備	合	師団別										計	平均	価格		
		第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七	第八	第九	第十					
計	342	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
平均	188.4	180	190	185	195	188	192	187	191	189	193	186	194	188	190	187

出典：第十三師団司令部「大正十四年密受第一三七号 其四十 第十三師団軍備整理概況ノ件 第一期分(3)」（1925年5月26日付）JACAR（アジア歴史資料センター）：Ref. C08051864200（8画像目）、陸軍省『大正十一年乃至同十五年 軍備整理係綴』共四ノ内其二（防衛省防衛研究所蔵）所収。

かくして軍馬たちは、部隊から馬商たちを通じて、地域社会の中に「帰っていった」わけである。おそらく地域社会に「帰っていった」軍馬たちは、乗馬・農耕など様々な用途に用いられることによって、余生を過ごしたものと想像される。戦場で倒れることなく、娯楽としてまたは労力としての新たな役割を付されたことは、軍馬たちにとっても幸いなことであつたらうし、地域社会側にとっても自らの生活を豊かにするための「モノ」を得られたという点で、一程度の利益になったことであろう。もちろん、剰余分を削減し、売却金まで手にした軍側にとっても利益になったことは言うまでもあるまい。故に、軍縮に伴う軍馬の売却は、「一石三鳥」の役割を果たすことになったと言える。

(2) 軍馬の配置転換

続いて、他の師団へ配置転換されていった軍馬の動

向についても触れておきたい。ここでは第十七師団の例を取り上げよう。第十七師団では4月7日の時点で、

第四師団へ乗馬九十四頭、輓馬八十六頭、駄馬二十三頭計二百三頭、第五師団へ乗馬九十六頭、輓馬八十六頭、駄馬二十二頭計二百四頭、第十師団へ乗馬九十二頭、輓馬八十九頭、駄馬二十二頭計二百三頭、第十一師団へ乗馬九十四頭、駄馬二十二頭計百十六頭、第十六師団へ乗馬九十五頭、輓馬八十六頭、駄馬二十二頭計二百三頭、総計九百二十九頭⁶¹⁾

を転属させることになっていた。このうち第四師団への転属の様子が、4月15日付の『山陽新報』で以下のように報じられている。

岡山の師団では一刻の猶予もなく〔四月十四日〕正午頃から軍馬の輸送が始められ岡山駅頭は時ならぬ光景を演出し、見る者をして全く征途にのぼるかの如き感を与へたことであつた。この日異郷に送られた馬匹は二百廿頭〔前出の7日付記事から増加しているのは、一週間の間に調整があつたためと思われる〕でことごとく大阪第四師団へ移されたのであるが、輸送に際して愛馬と別れを告げる兵隊さんの眼はうるんでいて、一束の藁を与へながら頬すりして、暫くの別れとする心の底は感慨無量のものがあつたであらう。斯くして午後七時四十三分、岡山停車場を発して大阪へ送られて行つた⁶²⁾。

220頭に及ぶ軍馬を、先に指摘したような鉄道輸送計画に則って各地へ転換していった様子が見取れるが、この記述の中で特に目を引くのが「見る者をして全く征途にのぼるかの如き感を与へた」という部分ではないだろうか。地域社会の人々の目に映った軍馬の移動の様相は、まさに戦時を彷彿とさせるような一大事であつたことが想像される。また、兵と馬の別れの場面がややドラマチックに記述されていることも、非日常感を高め、人々に深い印象を残すのに一役買うことになったのかもしれない。やや大げさな言い方になるが、軍隊の存在を“実体”として地域社会に再認識・実感させる視覚的効果が、(あくまで結果としてではあろうが)軍馬転属の過程の中で生じていたとも言えよう。

おわりに

本稿では、部隊廃止・転営実施のための準備状況と、実際の下士官と軍馬の処遇問題に焦点を絞り、限定的ではあるが宇垣軍縮下の部隊廃止・転営の実態解明を行ってきた。改めて明らかにし得たことを振り返っておこう。

まず指摘できるのは、現場の部隊レベルの裁量の大きさである。部隊は具体的な計画立案や下士官の処遇をめぐる需給調整など、部隊廃止・転営に伴う実務面での役割を一手に握っていた。もち

ろん、部隊の力だけで宇垣軍縮が進行したわけではなく、実際の部隊廃止・転営に際して鉄道当局や民間輸送会社などの輸送機関が果たした役割も見逃せない。当然、彼らが軍隊に対して多額の運賃を支払ってくれる「良いお客様」意識を抱いていたことも事実であろうが、部隊の要望を忠実に汲み取った上で、輸送計画の策定及びその実施に協力していたこともまた事実である。戦前期日本における軍隊と社会の「持ちつ持たれつ」の関係を端的に示す事例であろう。

下士官の処遇問題は、部隊の裁量の大きさを示すと同時に、彼らを退職させることに当惑する部隊の姿もよく示している。下士官の中には、退職後に予想される経済的不安から軍隊を去ることに拒否感を示す人々があり、それは陸軍当局の予想を上回るものであった。部隊側は他師団への交渉や陸軍中央への意見具申などを通じて下士官の需給調整を行い、在職希望の下士官をなんとか救済することに成功した。だがそれは、本来「解雇」すべき人を残留させてしまったということでもあり、まさにこの問題は、宇垣「軍縮」の限界性を象徴する事例でもあった。

軍馬については、「整理された軍馬はどうなったのか」という“素朴な”問いを出発点に検証を行い、それらが主として売却という手段を通じて地域社会に「帰っていく」様相を明らかにすることができた。

以上、やや事務的な記述が多くなってしまったが、ここで取り上げた事例は、陸軍中央の動向に目を向けられがちだったこれまでの宇垣軍縮研究では明らかにし得なかった部分であり、“部隊”の動向に着目することの有効性を示すものでもあろう。無論、本稿では下士官と軍馬に焦点を絞ったため、兵器、糧秣、被服など軍馬以外の「モノ」については全く言及ができなかったし、触れることができなかった部隊・地域の事例も多い。宇垣軍縮の全体像を明らかにするためには、これらの検証作業が不可欠であるため、ぜひとも別稿を期したい。

【注】

- (1) 山梨軍縮の立案・実施過程については、高橋秀直「陸軍軍縮の財政と政治—政党政治体制確立期の政—軍関係—」、近代日本研究会編『年報・近代日本研究 八一官僚制の形成と展開』（山川出版社、1986年）151～162頁参照のこと。
- (2) 当時の各新聞における山梨軍縮批判については、筒井清忠「大正期の軍縮と世論」、青木保、川本三郎ほか編『近代日本文化論 10 戦争と軍隊』（岩波書店、1999年）を参照のこと。
- (3) 山梨軍縮に対する陸軍内部からの批判の例として、宇垣一成によるものが挙げられる（角田順校訂『宇垣一成日記』第1巻（みすず書房、1968年）377頁。1922年7月下旬の条）。また、師団削減を含む具体的提案の例としては、小磯国昭（同『葛山鴻爪』（中央公論事業出版、1963年）416頁）と四王天延孝（同『四王天延孝回顧録』（みすず書房、1964年）152頁）によるものがある。
- (4) 宇垣軍縮の立案過程については、高杉洋平『宇垣一成と戦間期の日本政治—デモクラシーと戦争の時代』（吉田書店、2015年）26～33頁を参照のこと。また、宇垣軍縮の成案は、四個師団などの廃止によって兵員3万8,894名、馬匹6,089頭を整理し、経費を3,162万円（経常費平年額1,758万円、臨時費合計1,404万円）捻出し、軍備近代化などの新規事業費として5,389万円（経常費平年額1,755万円、臨時費合計3,634万円）を充てるというものであった（「陸軍軍備整理ト大正十四年度予算二就テ」（1925年1月付）JACAR（アジア歴史資料センター）：Ref. C12121664000（2画像目）、『陸軍予算綱要 大正九年～昭和十六年』（防衛省防衛研究所蔵）所収）。

- (5) 上原憲一「宇垣軍縮の意義—宇垣日記を中心として—」(『史叢』15号, 1972年)。ちなみに、宇垣軍縮は、純粋な意味での軍縮(軍制改革)としての側面にとどまらず、学校教練の開始や青年訓練所の設置といった軍事思想普及・国民統合の推進という側面に至るまで、軍事・政治・経済・社会・教育など多方面に影響を及ぼした政策であった。故に宇垣軍縮を主題としたもの以外にも、軍事史の分野では、山田朗『軍備拡張の近代史—日本軍の膨張と崩壊』(吉川弘文館, 1997年)102~115頁, 吉田裕『日本の軍隊—兵士たちの近代史』(岩波新書, 2002年)140~143頁, 総力戦体制論の分野では、額額厚『総力戦体制研究—日本陸軍の国家総動員構想』(社会評論社, 2010年, 初出:三一書房, 1981年)85~112, 135~158頁, 国民統合政策の観点からは、伊勢弘志『近代日本の陸軍と国民統制—山縣有朋の人脈と宇垣一成』(校倉書房, 2014年)262~291頁など多数の書論において言及がなされている。また、近年では「軍縮のなかの軍拡」をテーマに、軍拡と軍縮の同時進行性に着目した研究も盛んである(横井勝彦編『軍縮と武器移転の世界史—「軍縮下の軍拡」はなぜ起きたのか』(日本経済評論社, 2014年), 額額厚『戦争と敗北—昭和軍拡史の真相』(新日本出版社, 2019年)など)。
- (6) 川島正『軍縮の功罪』(近代文藝社, 1994年)。
- (7) 前掲「陸軍軍縮の財政と政治—政党政治体制確立期の政—軍関係—」。
- (8) 梅森直之「『宇垣軍縮』と総力戦体制」, 堀真清編『宇垣一成とその時代—大正・昭和前期の軍部・政党・官僚』(新評論, 1999年)。
- (9) 前掲『宇垣一成と戦間期の日本政治—デモクラシーと戦争の時代』。
- (10) この系譜の他に、各種自治体史(豊橋市史編集委員会編『豊橋市史』第4巻(豊橋市, 1987年), 上越市史編さん委員会『上越市史』通史編5近代(上越市, 2004年)など多数)においても、通史的ではあるが当該期の部隊廃止・転営に関して言及がなされている。
- (11) 土田宏成「陸軍軍縮時における部隊廃止問題について」(『日本歴史』第569号, 1995年)。
- (12) 部隊存置運動の基本的分析枠組みを提示した先行研究としては、小菅信子「満州事変と民衆意識に関するノート—『甲府連隊』存置運動を中心に—」(『紀尾井史学』第9号, 1989年)がある。
- (13) 佃隆一郎「宇垣軍縮と“軍都・豊橋”—“衛戍地”問題をめぐる『豊橋日日新聞』の主張—」(『愛大史学』第4号, 1995年), 同「宇垣軍縮での師団廃止発覚時における各“該当地”の動向」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第126集, 2006年)など。
- (14) 本康宏史「『軍都』金沢と地域社会—軍縮期衛戍地問題を中心に—」, 橋本哲哉編『近代日本の地方都市—金沢/城下町から近代都市へ』(日本経済評論社, 2006年)。
- (15) 河西英通『せめぎあう地域と軍隊—「末端」「周縁」軍都・高田の模索』(岩波書店, 2010年)。
- (16) 「軍都」の概念に関する包括的説明については、本康宏史『軍都の慰霊空間—国民統合と戦死者たち』(吉川弘文館, 2002年)19~49頁参照のこと。
- (17) 前掲「宇垣軍縮での師団廃止発覚時における各“該当地”の動向」では、師団廃止都市の具体名が報じられ始めた1924年中の動向にしぼる形で、関係各都市の事例を比較検討し、問題の客体化を試みている。
- (18) 参謀本部「大正十四年密受第一三七号 其一 大正十四年軍備整理要領, 同細則制定ノ件(1)~(3)」(1925年3月提出) JACAR : Ref. C08051859900, C08051860000, C08051860100, 陸軍省『大正十一年乃至同十五年 軍備整理関係綴』共四ノ内其二(防衛省防衛研究所所蔵)所収。
- (19) 前掲「大正十四年密受第一三七号 其一 大正十四年軍備整理要領, 同細則制定ノ件(1)」 JACAR : Ref. C08051859900 (16画像目)。
- (20) 第十八師団司令部「大正十四年第一三七号 其四十六 軍備整理実施概況ノ件報告 軍備整理規定」中の「大正十四年第十八師団軍備整理規定」(1925年4月9日付) JACAR : Ref. C 08051865100 (10~64画像目), 陸軍省『大正十一年乃至同十五年 軍備整理関係綴』共四ノ内其二(防衛省防衛研究所所蔵)所収など。
- (21) 同前, 5~6画像目。
- (22) 同前, 10画像目。
- (23) 同前, 43画像目。
- (24) 前掲「大正十四年密受第一三七号 其一 大正十四年軍備整理要領, 同細則制定ノ件(2)」中の「大正十

- 四年軍備整理要領細則」JACAR : Ref. C08051860000 (9~10 画像目)。なお、実際の各師団の残務整理委員の筆頭には師団参謀長が就いた例が多いようである。
- (25) 前掲「大正十四年密受第一三七号 其一 大正十四年軍備整理要領, 同細則制定ノ件(1)」中の「大正十四年軍備整理要領細則」JACAR : Ref. C08051859900 (48 画像目)。
- (26) 第十三師団司令部「大正十四年密受第一三七号 其四十 第十三師団軍備整理概況ノ件 第一期分(1)~(3)」(1925 年 5 月 26 日付) JACAR : Ref. C08051864000, C08051864100, C08051864200, 第十八師団司令部残務整理委員「大正十四年第一三七号 其四十六 第十八師団軍備整理実施概況ノ件報告 第十八師団軍備整理実施状況(1)」(1925 年 5 月 28 日付) JACAR : Ref. C08051865200, C08051865300, 陸軍省『大正十一年乃至同十五年 軍備整理関係綴』共四ノ内其二 (防衛省防衛研究所所蔵) 所収など。
- (27) 前掲「大正十四年密受第一三七号 其四十 第十三師団軍備整理概況ノ件 第一期分(2)」JACAR : Ref. C08051864100 (28 画像目)。
- (28) 同前。
- (29) 前掲「大正十四年密受第一三七号 其四十 第十三師団軍備整理概況ノ件 第一期分(3)」JACAR : Ref. C08051864200 (55 画像目)。
- (30) 前掲「大正十四年密受第一三七号 其四十 第十三師団軍備整理概況ノ件 第一期分(2)」中の「運搬契約書」JACAR : Ref. C08051864100 (15~16 画像目)。
- (31) 前掲「大正十四年密受第一三七号 其四十 第十三師団軍備整理概況ノ件 第一期分(2)」中の第十三師団「大正十四年五月 軍備整理二件フ発送兵器輸送要領」JACAR : Ref. C08051864100 (7~8 画像目)。
- (32) 下士官は将校(士官)と兵(卒)の間に位置する判任官相当の職業軍人であり、当時は徴兵出身兵の中から候補者を募集・選抜し、2 年の隊内教育を修了した後、伍長に任官するルートが主流であった。なお「下士官」という呼称についてだが、この呼称が正式名称になったのは 1931 年 11 月のことであり、それまでは「下士」という呼称が用いられていた(秦郁彦編『日本陸海軍総合辞典』第 2 版(東京大学出版会, 2005 年, 初版: 1991 年) 711, 714~715 頁)。したがって本稿の対象とする時期には、「下士」が正式名称であったわけだが、現在では「下士官」の方がより馴染みのある呼称であることから、本稿では史料引用を除き「下士官」の呼称を使用している。
- (33) 上法快男監修, 外山操編『陸海軍将官人事総覧』陸軍篇(芙蓉書房, 1981 年) 73~74 頁。
- (34) 同前, 78 頁。
- (35) 同前。
- (36) 同前, 84 頁。
- (37) 同前, 93 頁。
- (38) 同前, 94 頁。
- (39) 同前, 102 頁。
- (40) 退職特別賜金の法的裏付けは、「勅令第四百七十九号 行政整理又ハ軍備ノ制限若ハ整理ニ際シ職ヲ離レシメラレタル者ノ特別賜金等ニ関スル件」(1922 年 11 月 2 日付) JACAR : Ref. A03021414700 (国立公文書館所蔵), 制度の解説は、前掲『軍縮の功罪』71~74 頁を参照した。
- (41) 学校教練制度の法的裏付けは、「勅令第一三五号 陸軍現役将校学校配属令」(1925 年 4 月 11 日付) JACAR : Ref. A03021559300 (国立公文書館所蔵), 制度の解説は、前掲『軍縮の功罪』144~148 頁を参照した。
- (42) 退職将校に対する中等学校教員養成講習の法的裏付けは、「退職将校中等教員養成講習開催ノ件」JACAR : Ref. C02031279500, 『陸軍省大日記甲輯』第四類 大正十五年(防衛省防衛研究所) 所収, 制度の解説は、前掲『軍縮の功罪』143~144 頁を参照した。
- (43) 前掲『軍縮の功罪』143~144 頁。
- (44) 菊池邦作『徴兵忌避の研究』(立風書房, 1977 年) と荒川章二『シリーズ日本近代からの問い六 軍隊と地域』(青木書店, 2001 年) の研究成果による。
- (45) 棟田博『宇垣一成一悲運の将軍』(光人社, 1979 年) 102 頁。
- (46) 第十五師団司令部「大正十四年密受第一三七号 其四十一 第十五師団軍備整理概況報告(1)」(1925

- 年5月1日付) JACAR : Ref. C08051864300 (14 画像目), 陸軍省『大正十一年乃至同十五年 軍備整理関係綴』共四ノ内其二 (防衛省防衛研究所所蔵) 所収。
- (47) 前掲『日本陸海軍総合辞典』第2版, 724頁。
 - (48) 前掲「大正十四年密受第一三七号 其四十一 第十五師団軍備整理概況報告(1)」JACAR : Ref. C08051864300 (14~16 画像目)。
 - (49) 前掲「大正十四年密受第一三七号 其四十一 第十五師団軍備整理概況報告(1)」JACAR : Ref. C08051864300 (16~17 画像目)。
 - (50) 同前, 17~18 画像目。
 - (51) 「二千の兵隊さん今朝除隊 愈よなくなる岡山師団」『山陽新報』(1925年5月1日付)。
 - (52) 「廃止となつた岡山師団を後に 二千の健児郷土へ」『山陽新報』(1925年5月2日付)。
 - (53) 藤原彰『日本軍事史』上巻戦前篇 (日本評論社, 1987年) 171~172頁, 前掲『軍備拡張の近代史—日本軍の膨張と崩壊』(吉川弘文館, 1997年) 107頁など。
 - (54) 大江志乃夫『日露戦争の軍事史的研究』(岩波書店, 1976年) 449~460頁など。
 - (55) 大滝真俊『軍馬と農民』(京都大学学術出版会, 2013年) など。
 - (56) 山田朗「兵士たちの日中戦争」, 倉沢愛子, 成田龍一ほか編『岩波講座アジア・太平洋戦争5 戦場の諸相』(岩波書店, 2006年) 38~42頁。
 - (57) 前掲「大正十四年密受第一三七号 其四十 第十三師団軍備整理概況ノ件 第一期分(3)」JACAR : Ref. C08051864200 (2 画像目)。
 - (58) 同前, 3 画像目。
 - (59) 参考までに同時期の除役における軍馬1頭あたりの平均売却価格を示すと, 1923年: 155.6円, 1924年: 145.6円であったという(陸軍省『大正十四年 陸軍省統計年報』第三十七回 (1927年発行) 50頁)。
 - (60) 前掲「大正十四年密受第一三七号 其四十一 第十五師団軍備整理概況報告(1)」JACAR : Ref. C08051864300 (25 画像目)。
 - (61) 「淋しい軍馬の別れ」『山陽新報』(1925年4月7日付)。
 - (62) 「愛馬との別れ」『山陽新報』(1925年4月15日付)。

【付記】

本稿は, 筆者が2020年1月に明治大学大学院に提出した修士論文「宇垣軍縮による部隊廃止・転営の諸相—地域社会との関わりを中心に—」の第3章「部隊廃止・転営の諸相①—部隊における準備状況と『ヒト』『モノ』の動向」を加筆・修正したものである。